

消 防 予 第 1 9 号
平成19年1月19日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長

基準の特例を適用した検定対象機械器具等の取扱いについて（通知）

検定対象機械器具等に係る技術上の規格に関する基準の特例制度については、「消防法施行規則等の一部を改正する省令の施行について」（昭和62年3月27日付け消防予第36号）により通知しているところであり、また、平成17年10月までに当該基準の特例制度の適用を受けた検定対象機械器具等については、「基準の特例を適用した検定対象機械器具等の取扱いについて」（平成18年1月6日付け消防予第4号）によりその概要を示しているところですが、その後、下記の22品目が当該基準の特例制度の適用を受け、消防法第21条の9の規定に基づく表示が付され、販売等に供されることとなったので通知します。

また、基準の特例を適用した検定対象機械器具等については、その旨の表示として「㊦」や「特」のマークを見やすい箇所に容易に消えないように表示することとしているとともに、下記の検定対象機械器具等が消防用設備等として使用される場合等にあっては、「設置及び点検上の留意事項」によることとしているので、当該特例制度を受けた検定対象機械器具等の設置等に際しては留意してください。

なお、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県管内の市町村に対し、この旨周知されますようお願いいたします。

記

1 消防用ホース（令第37条第4号）関係①

（主な特例項目：呼称、使用圧）

（1）基準の特例適用品

ア 消防用ゴム引きホース（大量送水用）

（ア）申請者 帝国繊維株式会社

（イ）種 別 消防用ホース

(ウ) 型式 使用圧 1. 2、ゴム引き（合成樹脂被覆）、呼称 200（ポリエステル・ポリエステル綾織、円織）

(エ) 型式番号 コ第 18～43 号

イ 消防用ゴム引きホース（大量送水用）

(ア) 申請者 芦森工業株式会社

(イ) 種別 消防用ホース

(ウ) 型式 使用圧 1. 3、ゴム引き（大量送水用・合成樹脂被覆）、呼称 300（ポリエステル・ポリエステル交織、円織）

(エ) 型式番号 コ第 18～48 号

ウ 消防用ゴム引きホース（大量送水用）

(ア) 申請者 帝国繊維株式会社

(イ) 種別 消防用ホース

(ウ) 型式 使用圧 1. 2、ゴム引き（大量送水用・合成樹脂被覆）、呼称 300（ポリエステル・ポリエステル綾織、円織）

(エ) 型式番号 コ第 18～49 号

(2) 性能等

ア 「消防用ホースの技術上の規格を定める省令」（昭和 43 年自治省令第 27 号）第 49 条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 呼称が 200 若しくは 300 のもので、ジャケットの内面及び外面が合成樹脂のものである。

ウ ポンプから大容量泡放水砲等に大量の水を送水することができるものである。

(3) 設置及び点検上の留意事項

ア 消防用ホースに設ける開閉弁は、急激に開閉する構造となっておらず、消防用ホースにウォーターハンマー等の衝撃荷重が加わらないことを前提に開発されている。したがって、使用条件下において衝撃荷重が加わることのない場所に使用する必要があり、当該消防用ホースに表示されている使用圧を超える用途に使用することはできないものであること。

イ 消防用ホースと装着する結合金具は、ホースと装着した状態において、漏水試験、落下試験、引きずり試験等を行った場合に、機能に異常を生じないことが確認された型式のものを用いる必要があること。

2 消防用ホース（令第 37 条第 4 号）関係②

（主な特例項目：使用圧）

(1) 基準の特例適用品

ア 消防用保形ホース（呼称 30、使用圧 1. 6）

(ア) 申請者 株式会社横井製作所

(イ) 種別 消防用ホース

(ウ) 型式 使用圧 1.6、保形（合成樹脂内張り）、呼称 30（ポリエステル
ファイメント・ポリエステルモファイメント・ポリエステルマルチファイメント綾織、円織）

(エ) 型式番号 ホ第 16～2号

イ 消防用保形ホース（呼称 30、使用圧 2.0）

(ア) 申請者 芦森工業株式会社

(イ) 種別 消防用ホース

(ウ) 型式 使用圧 2.0、保形（合成樹脂内張り）、呼称 30（ポリエステル・
ポリエステルファイメント・ポリエステルモファイメント綾織、円織）

(エ) 型式番号 ホ第 16～4号

(2) 性能等

ア 「消防用ホースの技術上の規格を定める省令」（昭和 43 年自治省令第 27
号）第 49 条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 「易操作性 1 号消火栓の操作性等に係る評価基準の一部改正について（通
知）」（平成 16 年 12 月 24 日付け消防予第 259 号）により、「易操作性
1 号消火栓の操作性等に係る評価基準」に放水反力の基準が追加されたことに
伴い、従来より高い水圧にも対応できるように使用圧を高めたものである。

3 消防用ホース（令第 37 条第 4 号）関係③

（主な特例項目：呼称、使用圧）

(1) 基準の特例適用品

ア 消防用保形ホース（呼称 40、使用圧 2.0）

(ア) 申請者 帝国繊維株式会社

(イ) 種別 消防用ホース

(ウ) 型式 使用圧 2.0、保形（合成樹脂内張り）、呼称 40（ポリエステル・
ポリエステルモファイメント綾織、円織）

(エ) 型式番号 ホ第 18～1号

イ 消防用保形ホース（呼称 40、使用圧 1.6）

(ア) 申請者 帝国繊維株式会社

(イ) 種別 消防用ホース

(ウ) 型式 使用圧 1.6、保形（合成樹脂内張り）、呼称 40（ポリエステル・
ポリエステルモファイメント綾織、円織）

(エ) 型式番号 ホ第 18～2号

(2) 性能等

ア 「消防用ホースの技術上の規格を定める省令」（昭和 43 年自治省令第 27
号）第 49 条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 「易操作性 1 号消火栓の操作性等に係る評価基準の一部改正について（通
知）」（平成 16 年 12 月 24 日付け消防予第 259 号）により、「易操作性

1号消火栓の操作性等に係る評価基準」に放水反力の基準が追加されたことに伴い、消防用ホースの圧力損失を軽減するために呼称を大きくするとともに、従来より高い水圧にも対応できるように使用圧を高めたものである。

4 消防用ホースに使用する差込式の結合金具（令第37条第6号）関係①

（主な特例項目：呼称、構造）

（1）基準の特例適用品

ア 消防用ホースに使用する差込式の結合金具（大量送水用ツイスト型）

（ア）申請者 帝国繊維株式会社

（イ）種別 差込式結合金具

（ウ）型式 呼称200（大量送水用ツイスト型）

（エ）型式番号 差第18～1号

イ 消防用ホースに使用する差込式の結合金具（Jストローズ型）

（ア）申請者 ヨネ株式会社

（イ）種別 差込式結合金具

（ウ）型式 呼称150（Jストローズ型）

（エ）型式番号 差第18～4号

（2）性能等

ア 「消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令」（平成4年自治省令第2号）第18条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 受け口と差し口の双方が同一形状を有し、相互にひねりながら着脱する方式の結合金具である。

ウ 受け口と差し口の区別が無いため、ホースの接続作業が容易に行えるものである。

エ 表示された使用圧力以下で使用するものである。

オ 消防隊の消火活動上において使用するものとしている。

（3）設置及び点検上の留意事項

広域応援等で異なる種類の結合金具と結合することが想定される場合は、媒介金具を用意しておく必要があること。

5 消防用ホースに使用する差込式の結合金具（令第37条第6号）関係②

（主な特例項目：呼称、構造）

（1）基準の特例適用品

ア 消防用ホースに使用する差込式の結合金具（大量送水用クイックⅡ型）

（ア）申請者 櫻護謨株式会社

（イ）種別 差込式結合金具

(ウ) 型 式 呼称 300 (大量送水用クイックⅡ型)

(エ) 型式番号 差第18～2号

イ 消防用ホースに使用する差込式の結合金具 (大量送水用クイックⅡ型)

(ア) 申請者 櫻護謨株式会社

(イ) 種 別 差込式結合金具

(ウ) 型 式 呼称 300 (大量送水用クイックⅡ型)

(エ) 型式番号 差第18～3号

(2) 性能等

ア 「消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令」
(平成4年自治省令第2号) 第18条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 受け口と差し口の双方が同一形状を有し、相互に押し込んでかん合し、ねじって離脱する方式の結合金具である。

ウ 受け口と差し口の区別が無い場合、ホースの接続作業が容易に行えるものである。

エ 表示された使用圧以下で使用するものである。

オ 消防隊の消火活動上において使用するものとしている。

(3) 設置及び点検上の留意事項

広域応援等で異なる種類の結合金具と結合することが想定される場合は、媒介金具を用意しておく必要があること。

6 消防用ホースに使用するねじ式の結合金具 (令第37条第6号) 関係

(主な特例項目：使用圧)

(1) 基準の特例適用品

ア 消防用ホースに使用するねじ式の結合金具 (呼称30、使用圧2.0)

(ア) 申請者 株式会社立売堀製作所

(イ) 種 別 ねじ式結合金具

(ウ) 型 式 受け口 呼称30

(エ) 型式番号 ね第17～3号

イ 消防用ホースに使用するねじ式の結合金具 (呼称30、使用圧2.0)

(ア) 申請者 株式会社立売堀製作所

(イ) 種 別 ねじ式結合金具

(ウ) 型 式 差し口 呼称30

(エ) 型式番号 ね第17～4号

ウ 消防用ホースに使用するねじ式の結合金具 (呼称30、使用圧2.0)

(ア) 申請者 株式会社横井製作所

(イ) 種 別 ねじ式結合金具

(ウ) 型 式 受け口 呼称 30

(エ) 型式番号 ね第 18～3 号

エ 消防用ホースに使用するねじ式の結合金具（呼称 30、使用圧 2.0）

(ア) 申 請 者 株式会社横井製作所

(イ) 種 別 ねじ式結合金具

(ウ) 型 式 差し口 呼称 30

(エ) 型式番号 ね第 18～4 号

オ 消防用ホースに使用するねじ式の結合金具（呼称 25、使用圧 2.0）

(ア) 申 請 者 株式会社横井製作所

(イ) 種 別 ねじ式結合金具

(ウ) 型 式 受け口 呼称 25

(エ) 型式番号 ね第 18～6 号

カ 消防用ホースに使用するねじ式の結合金具（呼称 25、使用圧 2.0）

(ア) 申 請 者 株式会社横井製作所

(イ) 種 別 ねじ式結合金具

(ウ) 型 式 差し口 呼称 25

(エ) 型式番号 ね第 18～7 号

(2) 性能等

ア 「消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令」（平成 4 年自治省令第 3 号）第 16 条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 「易操作性 1 号消火栓の操作性等に係る評価基準の一部改正について（通知）」（平成 16 年 12 月 24 日付け消防予第 259 号）により、「易操作性 1 号消火栓の操作性等に係る評価基準」に放水反力の基準が追加されたことに伴い、呼称が 30 及び 25 で使用圧 2.0 の消防用ホースが基準の特例適用品として販売等に供されることになったことを受け、従来より高い水圧に対応できるように使用圧を高めたものである。

7 消防用吸管に使用するねじ式の結合金具（令第 37 条第 6 号）関係

（主な特例項目：構造）

(1) 基準の特例適用品

消防用吸管に使用するねじ式の結合金具（吸管用クイック型）

ア 申 請 者 櫻護謨株式会社

イ 種 別 ねじ式結合金具（吸管用クイック型）

ウ 型 式 呼称 75

エ 型式番号 ね第 18～8 号

(2) 性能等

ア 「消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令」（平成4年自治省令第3号）第16条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 受け口と差し口の双方が同一形状を有し、相互に押し込んでかん合し、ねじって離脱する方式の結合金具である。

ウ 受け口と差し口の区別が無いため、吸管の接続作業が容易に行えるものである。

エ 消防隊の消火活動上において使用するものとしている。

(3) 設置及び点検上の留意事項

広域応援等で異なる種類の結合金具と結合することが想定される場合は、媒介金具を用意しておく必要があること。

8 閉鎖型スプリンクラーヘッド（令第37条第9号）関係①

（主な特例項目：構造）

(1) 基準の特例適用品

閉鎖型スプリンクラーヘッド（プレート付帯ヘッド）

ア 申請者 千住スプリンクラー株式会社

イ 種別 閉鎖型スプリンクラーヘッド

ウ 型式 1種可溶片型C72、呼称10（小区画、下向き（プレート付帯ヘッド））

エ 型式番号 ス第18～5号

(2) 性能等

ア 「閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令」（昭和40年自治省令第2号）第16条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 共同住宅等における外観意匠の向上及び外部からの衝撃による破損に対応するため、ヘッド本体にカバープレートを装着したものである。なお、カバープレートの作動温度をヘッド本体の作動温度より低く設定することにより、ヘッド本体の作動遅れを防止している。

ウ ヘッドを覆うようにカバープレートを設けるため、カバープレートはヘッド本体の感熱体の分解部分に悪影響を及ぼさないように分解し、投げ出されるものである。

エ カバープレートは確実に取り付けられ、かつ、容易に脱離しないものである。

9 閉鎖型スプリンクラーヘッド（令第37条第9号）関係②

（主な特例項目：構造、放水量、散水分布）

(1) 基準の特例適用品

閉鎖型スプリンクラーヘッド（コンシールド型）

- ア 申請者 能美防災株式会社
- イ 種 別 閉鎖型スプリンクラーヘッド（コンシールド型）
- ウ 型 式 1種可溶片型C72、呼称8（住宅用、下向き）
- エ 型式番号 ス第18～6号

(2) 性能等

- ア 「閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令」（昭和40年自治省令第2号）第16条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。
- イ 住宅等における外観意匠の向上及び外部からの衝撃による破損に対応するため、ヘッド本体にシールド（コンシールド）部品を装着したものである。なお、シールド部の作動温度をヘッド本体の作動温度より低く設定することにより、ヘッド本体の作動遅れを防止している。
- ウ シールドには、シールド部の作動を検知するために接点部を設けており、ヘッドからシールド部が分離したことを信号を発信することにより外部に知らせる機能がある。
- エ 感度種別が1種で放水圧力0.1メガパスカルにおいて30リットル毎分の水量を確保し、床面積が13平方メートルの床面及び壁面を均一に濡らすことができる住宅用として開発されたものである。

(3) 設置及び点検上の留意事項

閉鎖型スプリンクラーヘッド（コンシールド型）を設置及び維持する場合には、「住宅用スプリンクラー設備に係る技術ガイドラインについて」（平成3年消防予第53号）別添に定める「住宅用スプリンクラー設備に係る技術ガイドライン」により取り扱うこと。

10 閉鎖型スプリンクラーヘッド（令第37条第9号）関係③

（主な特例項目：放水量、散水分布）

(1) 基準の特例適用品

閉鎖型スプリンクラーヘッド

- ア 申請者 能美防災株式会社
- イ 種 別 閉鎖型スプリンクラーヘッド
- ウ 型 式 可溶片型C72、住宅用K-30（標準、下向き）
- エ 型式番号 ス第18～7号

(2) 性能等

- ア 閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令（昭和40年自治省令第2号）第16条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。
- イ 閉鎖型スプリンクラーヘッドは、加圧された水を床面及び壁面を均一に分散することができるものであって、最高使用圧が0.7メガパスカル、放水区域の床面積が13平方メートル、時定数が40秒以下及び流量定数が30の住宅

用として開発されたものである。

(3) 設置及び点検上の留意事項

閉鎖型スプリンクラーヘッド（住宅用）を設置及び維持する場合にあっては、「住宅用スプリンクラー設備に係る技術ガイドラインについて」（平成3年消防予第53号）別添に定める「住宅用スプリンクラー設備に係る技術ガイドライン」により取り扱うこと。

11 金属製避難はしご（令第37条第12号）関係

（主な特例項目：定義（特定一階段用））

(1) 基準の特例適用品

金属製避難はしごの固定はしご（展開式）

ア 申請者 ナカ工業株式会社

イ 種別 金属製避難はしご

ウ 型式 固定はしご（展開式）

エ 型式番号 は第18～1号

(2) 性能等

ア 「金属製避難はしごの技術上の規格を定める省令」（昭和40年自治省令第3号）第11条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 金属製避難はしごのうち、特定一階段等防火対象物に対応するものとして開発された一動作で使用できる等の構造を有するものである。

ウ 固定レール、縦棒、横棧、連結バー、保護バー、固定用フック、ベース等により構成されている。

(3) 設置及び点検上の留意事項

ア 金属製避難はしご（固定はしご（展開式））を設置及び維持する場合にあっては、規則第27条の規定によること。

イ 試験基準、点検基準等にあっては、避難器具の金属性避難はしごの試験基準、点検基準等により取り扱うこと。